

毎週月・水・金曜日発

# 富 山 県 報

平成31年 3 月 15 日

金 曜 日

号 外(3)

## 目 次

### 規 則

○富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年 3 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第 1 号

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例施行規則（平成24年富山県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「による」を「に基づく」に改め、同条第 3 号中「又は水道環境」を削る。

第 2 条第 1 項第 1 号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び次項第 2 号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第 3 号に規定する学校の卒業生」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加え、同条第 2 項第 1 号中「による」を「に基づく」に改め、同項第 2 号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を、「同項第 3 号に規定する学校の卒業生」の次に「（専門職大学前期課程

の修了者を含む。第4号において同じ。)」を加える。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この規則による改正後の富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例施行規則第1条第3号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

(生活衛生課)